

先端技術実証・評価設備整備費等補助金  
(企業等の実証・評価設備等の整備事業)

2011年2月  
経済産業省

# 1. 企業等の実証・評価設備等の整備 概要(約200億円)

## 事業概要・目的

### <現状>

- 我が国においては、国、地域、民間企業等を主体として多様な革新的技術が開発されているところ
- しかし、当該革新的技術については、必ずしも企業等による事業化に向けた投資に結びついていない。

### <事業化への投資が行われない主な要因>

#### ①技術の高度化・複雑化

技術の複雑化・高度化により、研究室レベルでの研究から事業化へつなげるために、追加的に実証研究や試作品製造、性能・安全性評価が必要。

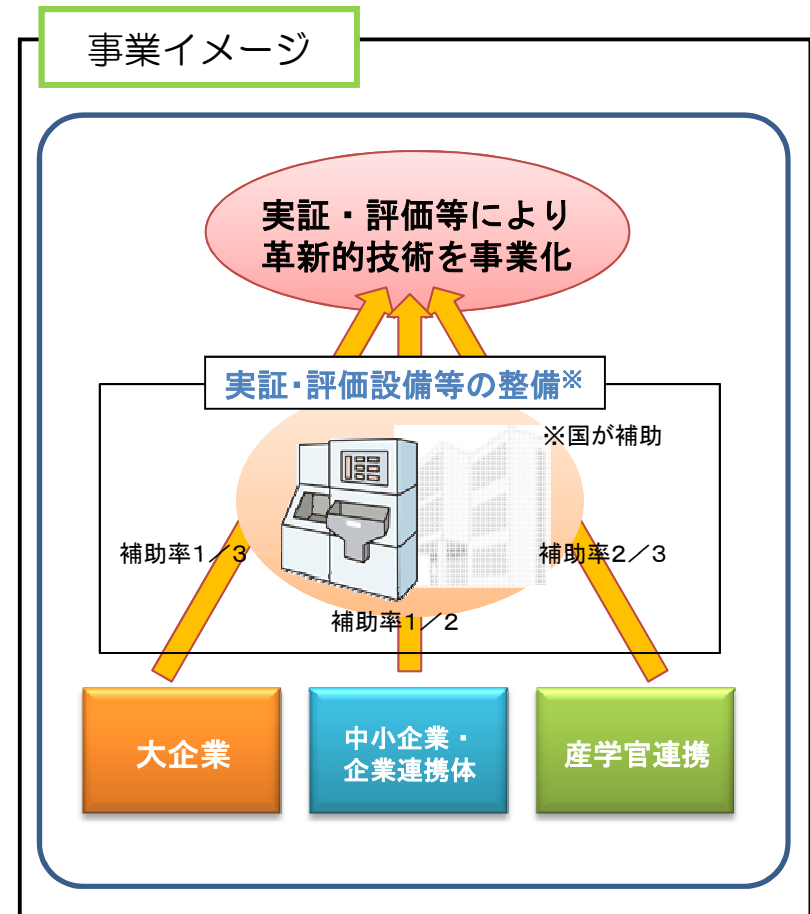
#### ②景気の悪化

近年の急激な景気の悪化等により、民間企業等の財務状況が悪化しており、比較的リスクの高い新規事業開拓のための投資を躊躇。

### <対策>

- 上記課題を解決し、革新的技術を事業化へと橋渡しするため、以下を促進することが有効。
  - ◆企業等が行う実証・評価等に必要な設備等の整備
  - ◆他者が開発した技術等に対して共通基盤的に行う実証・評価等に必要な設備等の整備

**→ 上記の設備等整備に対し支援を行うことで、企業等による国内投資を促進。**



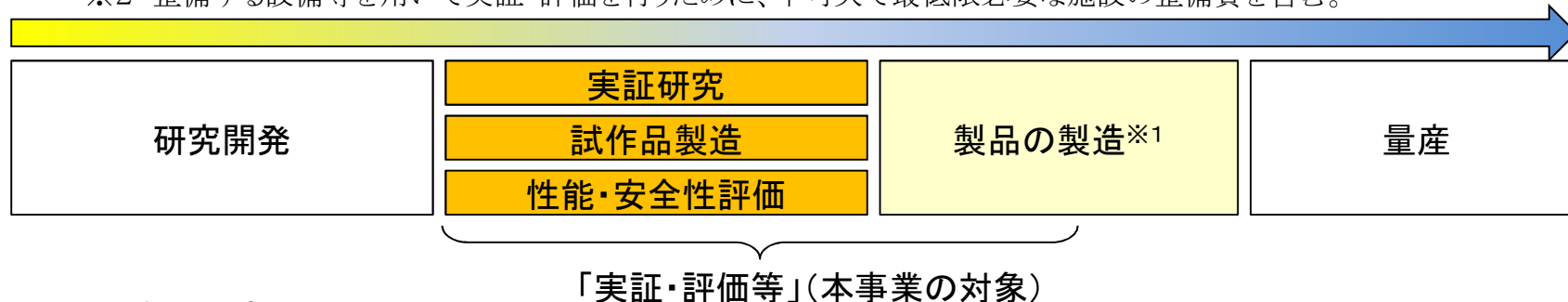
# 1. 企業等の実証・評価設備等の整備 概要(約200億円)

## 支援対象となる事業

○ 実証研究、試作品製造若しくは性能・安全性評価、又は製品の製造※<sup>1</sup>に必要な設備等※<sup>2</sup>整備

※<sup>1</sup> 製品の製造については、実証研究、試作品製造又は性能・安全性評価に用いた設備等を活用する場合に限る。

※<sup>2</sup> 整備する設備等を用いて実証・評価を行うために、不可欠で最低限必要な施設の整備費を含む。



(1) 実証研究

研究室レベルの研究で成果が得られたものを、実証プラント等を構築して研究を行うもの。

(2) 試作品製造

複数の試作品の製造を行い、製品化に向けた試行錯誤を行うもの。

(3) 性能・安全性評価

試作品・製品等の性能の測定や、事故防止のための安全性の確認を行うもの。

## 補助対象経費

補 助 事 業		補助率	上限額	下限額
補助対象経費の区分	内 容			
(1) 調査設計費	建築計画に関する調査費及び設計費	①産学官連携 2 / 3 以内 ②企業連携体・ 中小企業 1 / 2 以内 ③大企業 1 / 3 以内	5 0 億 円 以内	2 千 万 円 以上
(2) 工事費	実証・評価を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費			
(3) 研究開発設備費	研究開発に必要な機械装置の購入又は据付け等に必要な経費			

## 2. 補助対象者、補助率等条件の詳細

- 本事業の補助率は、事業の実施主体・体制により1/3以内～2/3以内。
- 補助金額の上限は50億円、下限は2千万円。
- 事業化報告及び収益納付※の期間は、整備事業実施の会計年度の終了後5年間。  
※ただし、企業の直近2年の平均的な経営状況を勘案し、設備等整備を行った場合に赤字となる可能性が高い場合については、収益納付を免除。

### 産学官連携

- ①企業等が行う実証・評価等に必要な設備等の整備

企業、技術研究組合等

+

大学、高等専門学校

又は

公的研究機関※

共同実証

- ②他者が開発した技術等に対して共通基盤的に行う実証・評価等に必要な設備等の整備

大学、高等専門学校

又は

公的研究機関※

※国の独法と地方公共団体は、補助金支出の対象外。

補助率  
2/3以内

### 企業連携体

- 一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、技術研究組合等

### 中小企業

- 資本金・出資総額3億円以下又は常勤従業員300人以下の企業(ただし、見なし大企業は除く。)

補助率  
1/2以内

### 大企業

- 中小企業以外の企業

補助率  
1/3以内

(注) 複数の民間団体による共同提案(産学官連携を除く。)については、各民間団体の形態に合わせた補助率を当該民間団体に適用する。

例: 大企業Aと中小企業Bの共同提案の場合、大企業Aの補助率は1/3以内、中小企業Bの補助率は1/2以内。

### 3. 審査基準と要記載事項(案)

#### ① 基本的事項の審査

##### ア. 補助対象要件を満たすもの

新成長戦略に記載された

- ・「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」
- ・「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」
- ・「科学・技術・情報通信立国戦略」

に掲げられた目標の実現に貢献する技術の事業化を目指した事業となっていること

##### イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること

##### ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること

##### エ. 補助対象経費等の妥当性

補助対象経費等の内容が妥当なものであること

##### オ. 工程の妥当性

補助事業期間内の確実な実施が見込まれる工程となっていること

##### カ. 適切な設備等の運営の見込

将来に渡っての維持・運営コスト負担体制等、設備等の運営計画が適切であること

### 3. 審査基準と要記載事項(案)

#### ②補助事業完了後に実施する実証・評価等の内容に関する審査

##### ア. 実証・評価を行う技術の先端性等

- ・内容、目標設定レベルが相当程度高く、先端性を有するか(「世界初」「国内初」「中小企業では初めて」等)
- ・補助終了後、設備の活用計画が適切であって、新技術の事業化を目指すものについては、その工程が現実的なものであるか
- ・公的資金(国、地方公共団体等の委託費、補助金等)を活用して開発された技術や、公的研究機関において開発された技術の実証・評価等を行うものであるか

##### イ. 実証・評価等を行う技術の重要性

我が国の産業政策上重要な位置付けにある技術であり、将来的に大きな市場創出効果・売上げが見込まれるか

##### ウ. 地域経済への効果

地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか

## 4. 執行スケジュール

